

(仮称) 垂水風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 3 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1.5 ヶ月間（46 日間）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 5 年 1 月 23 日(月)

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和 5 年 1 月 23 日(月)付 南日本新聞（朝刊：8 面）

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・令和 5 年 1 月 1 日（火）発行 広報たるみず（別紙 2-1 参照）
- ・令和 4 年 12 月 27 日（火） 広報かのや（別紙 2-2 参照）
- ・LIVING かごしま(鹿児島市広報)¹（別紙 2-3 参照）

注 1：インターネット上の広報にて情報を掲載した。

③インターネットによるお知らせ

令和 5 年 1 月 23 日(月)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・鹿児島県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/hyoka/03005002.html>

- ・垂水市のウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<https://www.city.tarumizu.lg.jp/chiiki/kurashi/machi/kankyo/energy/tarumizuhuuryokuhatuden.html>

- ・鹿屋市のウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<https://www.city.kanoya.lg.jp/hozen/kannkyoueikyohyouka2.html>

- ・鹿児島市のウェブサイト（別紙 3-4 参照）

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/hozen/tarumizu-huuryoku_houhousyo.html

- ・霧島市のウェブサイト（別紙 3-5 参照）

<https://www.city-kirishima.jp/kankyo/kurashi/kankyo/eikyoutyousa/assessment.html>

・(株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト (別紙 3-6 参照)
<https://www.eurus-energy.com/assessment/49928/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 13 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・鹿児島県庁環境林務部環境林務課
- ・垂水市役所一階ロビー
- ・牛根地区公民館
- ・松ヶ崎地区公民館
- ・協和地区公民館
- ・大野地区公民館
- ・鹿屋市役所本庁一階市民ホール
- ・輝北総合支所一階
- ・鹿児島市役所本庁環境保全課
- ・桜島支所
- ・東桜島合同庁舎
- ・霧島市役所本庁本館二階環境衛生課
- ・福山総合支所ロビー

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/49928/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 5 年 1 月 23 日(月)から 3 月 9 日(木)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、鹿児島県、垂水市、鹿屋市、鹿児島市、霧島市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（各縦覧場所に設置した記録表に記入のあった人数）は 7 名であった。
なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 931 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2-1～2-3、別紙3-1～3-6参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1) 垂水市

① 牛根地区公民館（垂水市二川 553-1）

- ・ 開催日時：令和5年2月11日(土) 16:00 から 17:00
- ・ 来場者数：21名

② 松ヶ崎地区公民館（垂水市牛根麓 1168-4）

- ・ 開催日時：令和5年2月5日(日) 9:00 から 10:30
- ・ 来場者数：3名

③ 協和地区公民館（垂水市海潟 18）

- ・ 開催日時：令和5年2月11日(土) 9:00 から 10:10
- ・ 来場者数：1名

④ 大野地区公民館（垂水市田神 3688）

- ・ 開催日時：令和5年2月10日(金) 18:30 から 19:30
- ・ 来場者数：16名

2) 鹿屋市

① 輝北総合支所（鹿屋市輝北町上百引 3914）

- ・ 開催日時：令和5年2月4日(土) 9:00 から 10:00
- ・ 来場者数：0名

3) 鹿児島市

① 桜島公民館（鹿児島市桜島横山町 1722-17）

- ・ 開催日時：令和5年2月12日(日) 13:00 から 14:50
- ・ 来場者数：3名

4)霧島市

①福地地区公民館(霧島市福山町福地 955-2)

- ・開催日時：令和5年2月4日(土) 19:00 から 20:00
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年1月23日(月)から3月9日(木)まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた (別紙4参照)

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送
- ③説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

合計で4名の方から12件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

意見と事業者の見解（1）

<事業計画>

鹿児島県垂水市 A 氏

No.	意見	事業者の見解
1	設置するまでの道路拡張や場所の伐採により広範囲の自然を破壊しているようで、なんのためにしているかが理解できない。	<p>本事業の実施にあたり、自然環境や周辺の生活環境、景観等への影響を十分に検討・配慮することは極めて重要であると認識しております。他方、風などの自国天然資源を活用する電源により、他国に燃料を依存する電源を代替していくことは、エネルギー自給率を向上させ、安定的かつ豊かな生活を保障するといった観点で重要であると考えております。加えて、全世界共通の課題でもある温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止についても本事業が貢献できると考えております。</p> <p>事業の実施に当たっては、本手続きに加え、適切な調査、予測及び評価を行い、自然環境、周辺の生活環境、景観等への影響の回避・低減に努めて参ります。</p>

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
2	騒音が気になります。	<p>事業の実施にあたっては、近隣の住宅を対象とした騒音・振動等の生活環境に関する調査を適切に行い、予測及び評価の結果を踏まえた上で対象事業実施区域の設定や風力発電機の位置等の造成計画の検討を行うことにより、これらの環境への影響を可能な限り回避・低減します。</p>

意見と事業者の見解（２）

<事業計画>

鹿児島県鹿児島市 B 氏

No.	意見	事業者の見解
3	<p>(1)総合的意見</p> <p>計画区域は霧島錦江湾国立公園と高隈山県立自然公園、鹿児島大学演習林に接し鳥獣保護区とも重なり、一部は住宅地に接しています。このため、生態系や景観、住環境を阻害しないよう降灰地域であることも考慮しながら、建設場所、基数、関連施設や関連道路などについて十分な調査と検討が必要です。これらの結果により、事業内容の変更あるいは中止が必要と考えます。</p>	<p>事業の実施に当たっては、適切な調査、予測及び評価を行い、自然環境、周辺的生活環境、景観等への影響の回避・低減に努めて参ります。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
4	<p>(2)野生動物の保護対策</p> <p>本地域は、多様な野生動物の繁殖地や生息地あるいは渡りのコースであり、その生態系と景観が評価された国立公園区域や県立自然公園区域、鳥獣保護区です。このため、人口構造物の建設段階から、バードストライクのように野生動物の生息に障害が生ずることは明白であり、現地調査による評価を徹底し、影響を最小限とするよう求めます。特に、野鳥については、クマタカ、ヤイロチョウ、アカショウビン以外にも貴重な野鳥も確認されており、大隅半島森林地域において国の天然記念物であるカラスバトの生息も確認されたので、カラスバトの生息にも留意して調査・検討ください。レーダー調査については適地を精査し、効果ある調査をお願いします。</p>	<p>ご指摘いただいた通り本事業地は希少猛禽類等の生息の可能性があるとともに、渡り鳥の移動経路の一部となっている可能性があることを認識しており、今後の事業計画検討にあたっては、適切に現地調査を行い、これらの鳥類の生息状況、繁殖状況、移動経路等を確認した上で、影響の予測、評価するとともに、必要に応じた環境保全措置を講ずること等により、事業による鳥類への影響について可能な限り回避、低減します。</p> <p>レーダー調査についても、適地を精査した上で現地調査を実施します。</p>
5	<p>(3)調査成果の公開</p> <p>各地の環境アセス調査において、予想を越える鳥類の生息と移動ルートが確認されていますので、野鳥の調査結果について当支部への情報提供をお願いします情報提供について。</p>	<p>事業の実施に当たっては、適切な調査、予測及び評価を行い、鳥類の調査結果については準備書として公表いたします。</p>

意見と事業者の見解（3）

<事業計画>

東京都中央区 C 氏

No.	意見	事業者の見解
6	<p>1) 風力発電機の設置場所が未定</p> <p>本事業実施想定地域内には現在、大型のタワーやブレードを搬入することができる搬入路はほとんど存在せず、風力発電機の搬入のためには既存道路の大幅な拡張および新規に搬入路の整備を行う必要がある。しかし、風力発電機の設置場所が不明であるため、どのような経路でどの程度の風力発電機を搬入するのが未確定の状態である。このような状態では、自然環境への影響を正しく評価することは困難であり、現計画段階で環境影響評価を正しく行うことは不可能である。</p>	<p>風車の設置場所や資材搬入路の候補地については、今後、環境影響調査を適切に行った上で検討いたします。なお、対象事業実施区域の周辺的生活環境及び動植物の生息、生育環境への影響予測や評価については設置場所や搬入路を仮設定することで適切に実施できると考えております。また、その結果を踏まえ、必要に応じて設置場所や搬入路の再検討、環境保全措置の検討を行うことにより、可能な限り影響を回避・低減します。</p>

<植物>

No.	意見	事業者の見解
7	<p>2) 鷗岳山頂付近のアカガシ二次林での動物調査</p> <p>風力発電機設置想定区域のほとんどはスギの人工林やシイカシ二次林であり、鷗岳周辺はアカガシ二次林となっている。アカガシ二次林はシイカシ二次林よりも高標高に成立する森林であり、明らかに周囲の植生とは異なっている。鷗岳周辺のアカガシ二次林は風力発電機設置想定区域内でも特徴的な植生の一つであるが、鷗岳山頂付近のアカガシ二次林内では哺乳類、鳥類、希少猛禽類、昆虫の動物調査は1地点も予定されていない。ため、風力発電機の設置が想定される鷗岳山頂付近のアカガシ二次林内で少なくとも1地点以上、各動物種群の調査を行うべきである。</p>	<p>鷗岳周辺のアカガシ二次林については、現地調査において、哺乳類は直接観察及びフィールドサイン調査、鳥類については任意観察調査、昆虫類は一般採集調査において動物相及び重要な種の確認に努めます。</p>

意見と事業者の見解（４）

<動物>

東京都中央区 C 氏

No.	意見	事業者の見解
8	<p>3) 種の保存法の指定種クマタカの生息調査</p> <p>対象事業実施区域ではクマタカの生息が確認されており、この地域におけるクマタカの生息および繁殖に対する影響が強く懸念される。そのため、事業者は事業によるクマタカの繁殖等生息への影響を回避・低減する観点から、環境省「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にしたがって繁殖成功年を含めた2営巣期以上の調査を行い、行動圏の内部構造を適切に評価すべきである。</p>	<p>クマタカの調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」に基づき現地調査を実施いたします。「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」においては、クマタカは、繁殖成功率が3割程度であることから、調査対象つがいのすべてが本調査期間中で繁殖成功するか否かについては不確実性があるとされており、繁殖成功に至らない場合でも、2営巣期調査を実施することで影響予測に必要な情報(行動圏内部構造等)が十分得られるものとされています。</p> <p>以上の現地調査を実施し、生息、生育環境への影響を予測及び評価を実施します。</p>

<植物>

No.	意見	事業者の見解
9	<p>4) 希少な腐生ランや着生ランの詳細な調査</p> <p>事業予定地の8割を占める鹿児島大学高限演習林では、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧種 I A 類のハツシマラン、絶滅危惧種 I B 類のマヤラン、キバナノショウラン、ナゴランなどの希少なランの生息が報告されている。また方法書 P.96-98 に記載されているように「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧種 I A 類のサクラジマエビネ、絶滅危惧 I B 類のタネガシマムヨウラン、ナゴランなどが生育する可能性がある。このように同地域には希少な腐生ランや着生ランが数多く生息している可能性がある。腐生ランの同定は花季のみ可能であるが、その重要性から確実に同定し記載すべきである。また、樹上の着生ランに関しても、樹上での一個体ずつの確認を慎重におこない確実に同定し記載すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、希少な腐生ランや着生ランについて、現地調査では慎重に確認いたします。また、確認した場合には同定に留意いたします。</p>

意見と事業者の見解（５）

< 景観 >

東京都中央区 C 氏

No.	意見	事業者の見解
10	<p>5) 高峠山頂(721.5m)からのフォトモンタージュ</p> <p>高峠つつじヶ丘公園周辺は霧島錦江湾国立公園に指定され、錦江湾などの展望のための園地として整備されている。特に標高721.5mの高峠山頂は、桜島や開聞岳の優れた展望地であり、桜島眺望方向に国立公園を示す大きな看板が設置されている。高峠と桜島の間には風力発電機設置想定区域が広く予定されており、現在設置されている高さ約60mの風況観測塔も高峠山頂からは桜島の前に設置されている。高さ150mの風力発電機が複数設置された場合、高峠からは桜島を遮る景観になる可能性が高いことから、特に高峠からのフォトモンタージュは詳細なものを作成して景観の影響を評価すべきである。</p>	<p>事業の実施に当たっては、既存資料等により主要な眺望点等を設定した上で、適切な調査、フォトモンタージュの作成を含め予測及び評価を行い、景観への影響の回避・低減に努めます。</p>

< 縦覧方法 >

No.	意見	事業者の見解
11	<p>6) 環境影響評価図書の公開方法</p> <p>本方法書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1.5ヶ月と短く、また縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧はできるが、印刷やダウンロードができない公開方法である。また縦覧期間終了後は閲覧できないため、環境影響評価図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認もできない。</p> <p>地域住民や利害関係者が常時、容易に閲覧し精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保するものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。そのため、縦覧期間終了後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。</p>	<p>方法書をはじめ、環境影響評価に関する図書の縦覧期間は、環境影響評価法により定められており、本事業では縦覧期間1か月のところを意見聴取期間の1.5か月まで延長させていただきました。</p> <p>図書の公開方法については今後も引き続き検討してまいります。</p>

意見と事業者の見解（6）

<事業計画>

鹿児島県薩摩川内市 D 氏

No.	意見	事業者の見解
12	<p>ユーラスが同じ鹿児島県北部で計画している（仮）北薩風力発電事業では配慮書段階で関連地区から事業開発同意書を取得している。</p> <p>この同意書はユーラスが準備した書類で地区代表者に『環境影響評価の調査を行うことへの同意である』と説明し取得したものだ。しかし書面には『ユーラスが本事業（北薩風力発電事業）を開発・推進することに同意する』となっており、準備書説明会資料にも『関連地区から事業開発同意を取得』と記載してあった。</p> <p>そのため関連地区住民からは開発同意はしていないのに、ユーラス社が行う建設まで含めた風力発電事業に同意したと読める説明会資料及び同意書になっていると大きな問題になった。</p> <p>今回の（仮）垂水風力発電でも関連地区から『環境影響評価の調査を行うことへの同意書』の提出を求めるのなら、同意書書面にはっきりとその旨を記載するべきであり、地域住民を騙して開発同意書を手にしたと言われるようなことが無いようにしていただきたい。</p>	<p>弊社他案件の事例についてですが、当該同意書は「ユーラスが本事業を開発・推進すること」に同意いただく形となっております。同意書や説明会資料の記載が誤解を招いておりましたら大変恐縮でございますが、当該同意書は環境影響調査を含めた事業の各種検討を実施することへの同意であり、建設まで同意いただいたものではないと理解しております。</p> <p>一方でご意見を踏まえ、本案件にて今後、地元地区の方々へ同意書の発行をお願いするとなった際には、何を同意するものなのか、といった点について十分にご理解いただけるようより一層丁寧な説明を行うとともに記載内容についても改めて検討いたします。</p>

日刊新聞紙における公告

●南日本新聞（令和5年1月23日 朝刊 8面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称）垂水風力発電事業 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス
 代表者の氏名 代表取締役社長 稲角 秀幸
 主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

二、対象事業の名称 (仮称)垂水風力発電事業
 発電所の原動力の種類 風力(陸上)
 発電所の規模 最大発電出力192,000kW程度

三、対象事業実施区域 鹿児島県垂水市、鹿屋市、霧島市に属する区域

四、縦覧の場所

鹿児島県庁…環境林務部環境林務課
 垂水市…垂水市役所一階ロビー、牛根地区公民館、松ヶ崎地区公民館、協和地区公民館、大野地区公民館
 鹿屋市…鹿屋市役所本庁一階市民ホール、輝北総合支所一階
 霧島市…霧島市役所本庁みなと大通り別館 環境保全課、霧島支所、東桜島合同庁舎、霧島市役所本庁本館二階環境衛生課、福山総合支所ロビー

五、縦覧の期間 令和5年1月23日(月)から令和5年3月9日(木)まで
 土・日・祝日を除く(開館)時に準じます
<https://www.eurus-energy.com/assessment/49928/>

六、電子縦覧

七、意見書の提出 方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語をご記入の上、1月23日(月)から令和5年3月9日(木)までに縦覧場所に備え付けの意見箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。(当日消印有効)

八、説明会の場所・日時

垂水市…牛根地区公民館(垂水市二川553-1)
 2月11日(土)16時～18時
 松ヶ崎地区公民館(垂水市牛根麓1-139-9)
 2月5日(日)9時～11時
 協和地区公民館(垂水市海浜1-8)
 2月11日(土)9時～11時
 大野地区公民館(垂水市田中368-8)
 2月10日(金)18時30分～20時30分

鹿屋市…輝北総合支所2階大会議室A
 (鹿屋市輝北町上百引39-14)
 2月4日(土)9時～11時

鹿児島市…桜島公民館(鹿児島市桜島横山町1722-17)
 2月12日(日)13時～15時
 霧島市…福地地区公民館(霧島市福山町福地955-2)
 2月4日(土)19時～21時

九、問い合わせ先(意見書の提出先) 〒1005100001
 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
 株式会社ユラスエナジーホールディングス 環境アセスメント担当
 電話03(54004)5337(環境アセスメント担当)
 ※報道機関の方：広報IR部 03(54004)5340
 問い合わせ時間：午前9時15分～午前12時 午後1時～午後5時30分
 (土・日・祝を除く)

(令和 5 年 1 月 1 日発行 「広報たるみず 1 月号」)

(仮称) 垂水風力発電事業に係る 環境影響評価方法書縦覧及び説明会の開催

株式会社ユーラスエナジーホールディングスでは、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 垂水風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を次のとおり予定しております。

◎縦覧の開催 (予定)

■縦覧期間 (予定)

1月23日(月)～3月9日(木)

■縦覧場所 (予定)

垂水市役所 1 階ロビー
牛根地区公民館
松ヶ崎地区公民館
協和地区公民館
大野地区公民館
事業者ホームページ

詳しくは
こちらから

■縦覧時間

土・日・祝日を除く開庁・開館時に準ずる

■意見書の募集期間 (予定)

1月23日(月)～3月9日(木) 消印有効

■意見書の提出方法

- ①縦覧場所に備え付けの意見書に必要事項を明記または任意の様式に住所・氏名・意見を明記の上、縦覧場所の備え付けの意見書箱へ投函
- ②事業者ホームページに掲載している意見書に必要事項を明記または任意の様式に住所・氏名・意見を明記のうえ、後述の事業者連絡先へ郵送

◎説明会の開催 (予定)

■場所・日時

- ・松ヶ崎地区公民館
2月5日(日) 9時～
- ・大野地区公民館
2月10日(金) 18時30分～
- ・協和地区公民館
2月11日(土) 9時～
- ・牛根地区公民館
2月11日(土) 16時～

■事業者連絡先・意見書提出先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
(環境アセス担当) 03-5404-5337



垂水市役所 企画政策課 地域振興係 ☎ 内線 246

(令和 4 年 12 月 27 日発行 「広報かのや 12 月 27 日号」)



(仮称)垂水風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧を行います

- **期間** 令和5年1月23日(月)～3月9日(木)
- **場所** 市役所本庁1階ロビー、輝北総合支所1階、事業者ホームページ
- **意見書の募集期間(予定)** 令和5年1月23日～3月9日 ※消印有効
- **意見書の提出方法** 縦覧場所にある意見書箱へ投函
又は事業者ホームページ掲載の意見書を郵送
- **説明会**
 - **日時** = 令和5年2月4日(土) 9:00～
 - **場所** = 輝北総合支所2階大会議室

■ 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
☎ 03-5404-5337 〒105-0001 東京都港区虎ノ門
4丁目3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

鹿児島市 広報紙による「お知らせ」

（「LIVING かごしま」 注：インターネット上の広報）



© 2023/01/23 UPI

環境影響評価法に基づき、「(仮称)垂水風力発電事業 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

事業者の名称	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名	代表取締役社長 福角 秀幸
主たる事業所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
対象事業の名称	(仮称)垂水風力発電事業
発電所の稼働力の種類	風力(陸上)
発電所の規模	最大発電出力 192,000 kW 程度
対象事業実施区域	鹿児島県垂水市、鹿屋市、姶良市に属する区域
縦覧の場所	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県庁：環境林務部環境林務課 ●垂水市：垂水市役所一階ロビー、牛根地区公民館、松ヶ崎地区公民館、協和地区公民館、大野地区公民館 ●鹿屋市：鹿屋市役所本庁一階市民ホール、峰北総合支所一階 ●鹿児島市：鹿児島市役所本庁みなと大通り別館 環境保全課、桜島支所、東桜島合同庁舎 ●姶良市：姶良市役所本庁本館二階環境衛生課、福山総合支所ロビー
縦覧の期間	令和5年1月23日(月)から令和5年3月9日(木)まで
縦覧の時間	土・日・祝日を除く朝庁時に準じます
電子縦覧	電子縦覧はこちら
意見書の提出	方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和5年1月23日(月)から令和5年3月9日(木)までに縦覧場所に提出付の意見書欄に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。
説明会の場所・日時	<p>【垂水市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●牛根地区公民館(垂水市二川 553-1) →2月11日(土) 16:00~18:00 ●松ヶ崎地区公民館(垂水市牛根 1139-9) →2月5日(日) 9:00~11:00 ●協和地区公民館(垂水市海陽 18) →2月11日(土) 9:00~11:00 ●大野地区公民館(垂水市田神3688) →2月10日(金) 18:30~20:30 <p>【鹿屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●峰北総合支所2階大会議室 A(鹿屋市峰北町上西引 3914) →2月4日(土) 9:00~11:00 <p>【鹿児島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●桜島公民館(鹿児島市桜島嶺山町1722-17) →2月12日(日) 13:00~15:00 <p>【姶良市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福地地区公民館(姶良市福山町福地 955-2) →2月4日(土) 19:00~21:00

●お問い合わせ(意見書の提出先)●

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 環境アセスメント担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル7階

TEL: 03-5404-5337 (環境アセスメント担当)

※報道機関の方は広報IR部 TEL: 03-5404-5340

9時15分~12時、13時から17時30分(土・日・祝を除く)

インターネットによる「お知らせ」
(鹿児島県 ウェブサイト)

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

熊本防衛支局が、「馬毛島基地（仮称）建設事業」の環境影響評価書を縦覧・公表しています。（令和5年2月13日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[熊本防衛支局ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングスが、「（仮称）垂水風力発電事業」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和5年3月9日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社ユーラスエネルギーホールディングスホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

インターネットによる「お知らせ」
(垂水市 ウェブサイト)

環境影響評価方法書の情報公開 / (仮称) 垂水風力発電事業計画

(仮称) 垂水風力発電事業

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、「(仮称) 垂水風力発電事業」の計画段階環境方法書を縦覧・公表しています。

詳細は下記ウェブサイトよりご確認ください。

詳細

- [環境影響評価方法書ウェブサイト](#) (外部サイトへ別ウインドウで開きます)

WEB縦覧期間

- 令和5年1月23日 (月曜日) ~令和5年3月9日 (木曜日)

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階 (環境アセス担当)

電話 : 03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
(鹿屋市 ウェブサイト)



(仮称) 垂水風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

株式会社ユラスエナジーホールディングスでは、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 垂水風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を次のとおり実施します。

事業計画の概要

- 事業名称：(仮称) 垂水風力発電事業
- 種類：風力（陸上）
- 発電所規模：4,000~6,000kW × 最大32基程度
- 対象事業実施区域：垂水市、鹿屋市、霧島市
- 事業者の名称：株式会社ユラスエナジーホールディングス
- 代表者の氏名：稲角秀幸（代表取締役社長）
- 事業者の所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

縦覧期間

令和5年1月23日（月曜日）から令和5年3月9日（木曜日）まで

縦覧場所

- 鹿屋市役所本庁1階市民ホール前
- 鹿屋市輝北総合支所1階
- [事業者ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)（別ウィンドウで開きます）

意見書の募集期間

令和5年1月23日（月曜日）から令和5年3月9日（木曜日）消印有効

意見書の提出方法

- 縦覧場所に備え付けの意見書に必要な事項を明記又は、任意の様式に住所・氏名・意見を明記の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函
- 事業者ホームページに掲載している意見書に必要な事項を明記又は、任意の様式に住所・氏名・意見を明記の上、下記の事業者連絡先に直接郵送

説明会

- 日時：令和5年2月4日（土曜日）午前9時00分～
- 場所：輝北総合支所2階大会議室

【事業者連絡先・意見書提出先】

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユラスエナジーホールディングス（環境アセス担当）
電話：03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
(鹿児島市 ウェブサイト)

(仮称) 垂水風力発電事業環境影響評価方法書

環境影響評価法(環境アセスメント法)に基づき、事業者が風力発電機の設置計画に係る環境影響評価方法書を作成し、令和5年1月23日(月曜日)から令和5年3月9日(木曜日)まで縦覧しています。

また、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を提出することができます。

事業計画の概要

1. 事業名称：(仮称) 垂水風力発電事業
2. 種類：風力(陸上)
3. 発電所規模：4,000～6,000kW級×最大32基程度
4. 対象事業実施区域：垂水市、鹿屋市、霧島市
5. 事業者の名称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス
6. 代表者の氏名：稲角秀幸(代表取締役社長)
7. 事務所所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

縦覧期間

令和5年1月23日(月曜日)から令和5年3月9日(木曜日)まで

土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時

縦覧場所(本市分のみ)

環境保全課(みなと大通り別館4階)、桜島支所、東桜島合同庁舎

電子縦覧：[事業者ホームページ\(外部サイトへリンク\)](#)

電子縦覧は平日、休日を問わず24時間閲覧が可能です。

意見書の提出期間

令和5年1月23日(月曜日)から令和5年3月9日(木曜日)まで

当日消印有効

意見書の提出方法(本市分のみ)

住所、氏名、環境の保全の見地からの意見を記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投かん、

または、下記へ郵送してください。

郵送先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユーラスエナジーホールディングス国内事業企画部

住民説明会

1.日時：令和5年2月12日(日曜日)13時～15時

2.場所：桜島公民館(鹿児島市桜島横山町1722-17)

本事業についてのお問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

環境アセスメント担当

電話番号：03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
(霧島市 ウェブサイト)

[ホーム](#) > [くらし](#) > [環境](#) > 環境影響評価

更新日：2023年1月13日

環境影響評価

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らの実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

市内で環境影響評価図書縦覧中の事業

現在、霧島市で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業は下記のとおりです。

(仮称) 垂水風力発電事業：環境影響評価方法書

市内での縦覧場所

1. 国分シビックセンター本館2階環境衛生課前
2. 福山総合支所ロビー

縦覧期間

2023 (令和5) 年1月23日 (月曜日) ～3月9日 (木曜日)

インターネットによるWEB縦覧

事業者が開設するサイト (下記URL) で環境影響評価図書をウェブ縦覧できます。

<https://www.eurus-energy.com/assessment/49928/>

住民説明会

日時：2023 (令和5) 年2月4日 (土曜日) 19時～

場所：福地地区公民館

お問い合わせ

市民環境部環境衛生課環境保全グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3-45-1
電話番号：0995-64-0950

